

2022年10月28日

プレミアムウォーター株式会社 御中

〒233-0002
横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援かながわ
TEL045-349-9729/FAX045-349-9267
理事長 武井 共夫



申入れ及びお問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当法人において、貴社の「PREMIUM WATER ご利用規約」及び「和のしずくご利用規約」（以下、併せて「本規約」といいます。）を調査・検討した結果、問題のある条項が認められましたので、別紙のとおり申入れ及びお問い合わせをいたします（別紙の申入れの内容は、すべて「個人」の消費者に適用されることを前提とし、購入者等が「法人」である場合を除きます）。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

<別 紙>

第1 申入れ事項

本規約第10条 本サービスの『解約』

1 お客様が本サービスの『申出解約』を申し出た場合、本規約に基づいて発生する本部に対する一切の債務を本部が指定する期日までにお支払いいただくとともに、本部の定める方法により本製品をご返却いただきます。また、お客様は、『申出解約』を申し出た時点で別記に定める最低利用期間を満了していない場合、別記に定める契約解除料をお支払いいただくものとします。なお、お客様によるこれらの義務の履行を本部が確認した時点で『申出解約』の手続きは完了となります。

*ご利用規約 別記

■『解約』における契約解除料（第10条）

本サービスの利用開始日から最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、以下の契約解除料が発生します。

契約解除料	
スリムサーバーⅢ、 amadana スタンダードサーバー	・「和のしずく」別記 15,000 円（不課税） ・「PREMIUM WATER」別記 10,000 円（不課税）
cado ウォーターサーバー、 amadana グランデサーバー	20,000 円（不課税）

■最低利用期間（第2条）

- 1 本サービスの利用期間は、本サービスの利用開始日から3年間とします。
- 2 本サービスの利用開始日を起算日としたうえで、お申込みいただいた本プランの最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、契約解除料をお支払いいただきます。

(1) 申入れの趣旨

本規約10条は消費者契約法9条1号により無効であるので使用の停止及び本規約からの削除ないし文言の訂正を求めます。

(2) 申入れの理由

本規約10条は、消費者が本サービスの解約を申し出た時点で最低利用期間3年を満了していない場合、消費者は契約解除料として一律1万円ないし2万円を支払う義務を負うものと定めています。

しかし、損害賠償額の予定又は違約金については、「当該条項において設定さ

れた解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」は無効とされます（消費者契約法9条1号）。

そして、本規約10条については、期間内に消費者が契約を解約したとしても、貴社は新たに別の顧客と契約することで収益を上げ回収を図ることができますし、そもそも、解約の時期が期間の終期に近いほど、貴社の損害は少なくなると考えられるにもかかわらず、解約の時期を問わず一律に1万円ないし2万円の契約解除料を定めているため、消費者契約法9条1号に違反します。

よって、申入れの趣旨記載の対応を求めます。

第2 問合せ事項

本規約第16条 損害賠償等

1 お客様は、以下各号のいずれかに該当する場合、本部に対し、別記に定める製品補償料を支払うものとします。なお、お客様から製品補償料をお支払いいただいた場合、お支払いと同時に本製品の所有権はお客様に移転するものとし、それ以降、本部は本製品に対して一切の責任を負わないものとします。

(1) 第7条所定の遵守事項に反して本製品を使用することにより本製品が破損、分解、解体等された場合

(2) 『解約日』より30日以内に、本部において本製品の返却が確認されない場合

*第7条 遵守事項等

1 お客様は、本サービスのご利用にあたり、以下各号に定める事項を遵守しなければならないものとします。

(1) 本商品記載の賞味期限内に消費すること

(2) 本製品を付属の説明書並びに本部の指導に従って設置及び取り扱うこと
・・・ (以下略)

*ご利用規約 別記

■製品補償料 (第16条)

『解約日』より30日以内に、本部において本製品の返却が確認されない場合には、以下の費用をお支払いいただきます。

製品補償料	本製品1台あたり 33,000円 (税込)
-------	-----------------------

本規定は、消費者の遵守事項に反する使用によりウォーターサーバーが破損等した場合、消費者は「製品補償料」3万3000円を支払わなければならないと定めています。

しかし、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第

2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」は、無効とされます（消費者契約法10条）。

そして、本規約16条は実質的に破損等したウォーターサーバーに関する損害賠償額の予定と考えられるところ、民法上、損害賠償額の予定は可能であっても（民法420条1項）、定型約款では相手方の権利を制限し義務を加重する条項であって信義則に反し相手方の利益を一端的に害する条項は合意不成立とみなされます（民法548条の2第2項）。

したがって、予定される損害賠償額が信義則に反する場合は、民法に違反するとともに、消費者契約法10条にも違反します。

そうしますと、本規約16条は、破損、分解、解体、あるいは解約後の不返還の生じた時期等について、本製品の耐用年数に応じた区分等なく、また、その時点での本製品の時価を考慮することなく、一律に3万3000円を予定額としている点で、消費者契約法10条に抵触する可能性があります。

そこで、貴社が「製品補償料」を一律3万3000円とすることにつき、合理的算出根拠がある場合には、その根拠を客観的資料とともにご説明いただきたく、お問い合わせをいたします。

なお、「ご利用規約 別記」の■製品補償料（第16条）本文では、製品が返却されない場合（本規約16条1項（2））のみ記載がされており、破損、分解、解体の場合（同（1））が記載されていないことを、念のため申し添えます。

以上